

# 二次創作と著作権侵害



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師  
西口 博之

## 目 次

- I. はじめに
- II. 二次創作物と著作権
  - 1. 二次的著作物
  - 2. 二次創作・パロディ
  - 3. 二次創作・パロディの適法性
- III. 二次創作・パロディに関する紛争
  - 1. パロディに関する我が国における裁判例
  - 2. パロディに関する米国における裁判例
- IV. 二次創作と著作権侵害に関わる非親告罪化
  - 1. 著作権侵害と親告罪
  - 2. TPPと二次創作の非親告罪化
  - 3. TPP以降の法改正
- V. おわりに

---

## I. はじめに

最近合意の還太平洋経済連携協定（TPP協定）で打ち出された著作権の保護強化を巡っては、このほど我が国政府は、権利者の告訴なしで摘発できる著作権侵害を海賊版等に限るとの報告書をまとめた模様である。このことは、著作権侵害の非親告罪化が訴訟乱発や行き過ぎた取り締まりに繋がること等への懸念を払拭するためと考えられる。

本稿では、この二次創作についての法的性格と曖昧さが残る中で、パロディ等二次創作の適法性の検討、紛争例の分析等を通じて今後の二次創作に関する問題点などを議論するものである。

## II. 二次創作物と著作権

### 1. 二次的著作物

既存の著作物に新たな創作性を付加して創作されたものが「二次著作物」と言われる<sup>1</sup>。

著作権法第2条第1項第11号では、二次的著作物を「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化しその他翻案することにより創作した著作物」と定義されている。

二次的著作物を創作する場合には、原著作物の著作者の許諾が必要である（同法第27条）。

この著作権者の許諾を得ていない場合には、次の様な著作権侵害となる可能性がある<sup>2</sup>。

(イ) 複製権（著作物を複製する権利；第21条）

この著作物とは、著作者の創作した著作物のことであるが、他人が創作した著作物は含まない。著作権は相対権であり、特許権の様に絶対権ではなく、複製権に基づいて著作者は自己の著作物の無断複製行為を禁止したり、又は他人に対して自己の著作物の複製を許諾したりすることができる。

(ロ) 翻案権（二次的著作物を作成する権利；第27条）

翻案権は、著作者にその著作物の翻案行為を独占させるための権利である。

翻案とは、原著作物の著作者の表現上の思想感情に、原著作物を改変する者のそれを付加又は合体させ、原著作物とは別個の著作物ではあるが、その表現上の思想感情の本質的特徴を直接感得させる著作物を創作する行為であると言える。

他人の著作物を翻案してパロディを作成する行為は、その目的が正当であったとしても、無断翻案は許されない<sup>3</sup>。

(ハ) 同一性保持権（著作物の改変を禁止する権利；第20条）

同一性保持権（改変禁止権）とは、著作物の内容や題号を勝手に変えたり削除したりさせない権利である。

著作権法第20条は、著作者の社会的評価の低下等を要件とすることなく、「意に反する」改変であれば、同一性保持権の侵害を構成する旨規定している。同一性保持権を巡っては、これまで議論を呼んできたものとしてパロディの問題がある<sup>4</sup>。

## 2. 二次創作・パロディ

二次創作又は二次創作物とは、1990年代後半から使用されている用語であり、原典となる創作物（いわゆる原作）に登場するキャラクターを利用して、二次的に創作された独自のストーリーの漫画、小説、フィギュアやポスター、カード等の派生作品を指すもので、著作権法上の用語である「二次的著作物」とは異なる概念である<sup>5</sup>。又は、既存の作品のキャラクター、音楽等を利用・アレンジした創作活動のうち主にアマチュアによるものを意味し、同人雑誌以外にも動画等の編集したMADムービー等様々な形態のものがあるとされている<sup>6</sup>。

一方、パロディは、二次創作に近い概念として、ある作品を題材として新しく作品を作るものとされている<sup>7</sup>。

パロディとは、『広辞苑』によれば、よく知られた文学作品の文体や韻律を模し、内容を全く変えて滑稽化・風刺化した文学をいい、更に広く絵画・写真などを題材としたものも言うとされ

1 作花文雄『注解著作権法（第4版）』（株）ぎょうせい（2010年）110頁以下。中山信弘『著作権法』有斐閣（2010年）126頁以下。

2 前掲作花文雄『注解著作権法（第4版）』863頁以下。渋谷達紀『知的財産法講義ⅠⅡ』第2版（著作権法・意匠法）有斐閣（2007年）105・154・424頁参照。

3 前掲渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ』156頁参照。

4 井上由里子「著作権の改変と同一性保持権」『ジュリスト』第1057号（1994年）65頁以下。

5 Wikipedia「二次創作物」参照。

6 金子敏哉「二次創作と著作権」『コピライト』第643号（2014年11月号）1頁。